

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (03-5876-5081)

(月～金曜日 8:30～16:30)

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ヒルズケア居宅介護支援事業所
所在地	東京都葛飾区柴又三丁目1番1号
事業所番号	1372206431
サービスを提供する 実施地域※	葛飾区・足立区・江戸川区・墨田区・文京区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 常勤1名（主任介護支援専門員と兼務） 介護支援専門員 常勤3名以上

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後4時30分まで

(土曜・日曜・祝日・8月13日～8月16日・12月29日～1月4日は休業)

3. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護1・2 12,380 円 要介護3・4・5 16,085 円

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護1・2 6,201 円 要介護3・4・5 8,025 円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護1・2 3,716 円 要介護3・4・5 4,810 円

① 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,420 円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2,850 円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2,280 円

退院・退所加算 (I) イ 入院または入所期間中1回を限度に 5,130 円

退院・退所加算 (I) ロ 入院または入所期間中1回を限度に 6,840 円

退院・退所加算 (II) イ 入院または入所期間中1回を限度に 6,840 円

退院・退所加算 (II) ロ 入院または入所期間中1回を限度に 8,550 円

退院・退所加算 (III) 入院または入所期間中1回を限度に 10,260 円

通院時情報連携加算	1ヶ月につき	570 円
特定事業所加算 (I)	1ヶ月につき	5,916 円
特定事業所加算 (II)	1ヶ月につき	4,799 円
特定事業所加算 (III)	1ヶ月につき	3,682 円
特定事業所加算 (A)	1ヶ月につき	1,299 円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越え1km毎に200円。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結したのちサービスの提供を開始します。

(2) サービス事業者の選定

- ① サービス事業者の選定にあたって、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ② 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。
- ③ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。※別紙参照

(3) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出されればいつでも解約できます。ただし、解約月の最終日において保険者へ担当登録をされている介護支援専門員のみが、その月の介護給付管理が可能な制度であるので、仮に月の途中で解約された場合、それまでの介護給付は弊社では管理できません。よって解約日の日まで行われた介護サービスが仮にあった場合は事前にご相談ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、当事業所の他の介護支援専門員もしくは地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設等に入所した場合
※施設から居宅へ戻る場合には再契約をすることができます。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援1、要支援2と認定され予防給付となった場合
※要支援1、要支援2と認定された場合は制度上、住所地の地域包括支援センターとの契約となります。しかし、その後再び、要介護と認定された場合には、ご相談の上、再契約をすることもできます。
- ・非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

契約者（利用者）様、ご家族様または身元保証人等などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの行為、故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

(4) 介護保険外の介護サービス実施の支払いについて

介護負担限度額を超過して在宅サービスを実施した場合と、介護支援専門員の作成した居宅介護計画に記載のないサービスを実施した場合、ならびに公的介護保険の給付対象範囲以外のサービス等は、利用者様と各々サービス事業所との間の任意契約に基づき、利用者様の全額負担となります。また、担当介護支援専門員に対して公的介護保険の給付対象範囲以外のサービス（介護保険に関係のない行政手続き等）を依頼した場合は、当事業所との間の任意契約に基づき、利用者様の全額負担となります。

5. 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	管理者・小 熊 知 子
--------------	-------------

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

6. 衛生管理等

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

7. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 事故発生時の対応

- (1) 当社は、利用者に対する居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに区市町村に報告し、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 当社は利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 秘密の保持

当社の介護支援専門員ならびに従事する職員は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なくして第三者に漏らしません。また、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者およびその家族の個人情報を用いません。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談窓口 電話：03-6238-0177

葛飾区役所介護保険課 電話：03-3695-1111（代表）平日8：30～17：00

足立区役所 電話：03-3880-5111（代表）介護保険課 電話：03-3880-5887

江戸川区役所介護保険課 電話：03-5662-0309

墨田区役所介護保険課 電話：03-5608-6924

文京区役所介護保険課 電話：03-3812-7111

12. 介護サービス第三者評価の実施状況

実施の有無：無

13. 当法人の概要

法人種別・名称	ヒルズケア合同会社・ヒルズケア居宅介護支援事業所
代表者役職・氏名	代表社員・沢崎 博 久
本社所在地	東京都葛飾区柴又三丁目1番1号
電話番号	03-5876-5081
事業内容	居宅介護支援事業